

築上町告示第10号

平成20年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年2月25日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成20年3月6日

2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

3月10日に応招した議員

3月11日に応招した議員

3月12日に応招した議員

3月21日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成20年3月6日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成20年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第1号 専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日程第5 議案第2号 専決処分について（平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第6 議案第3号 専決処分について（平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について）
- 日程第7 議案第4号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第8 議案第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第6号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第7号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第8号 平成20年度築上町一般会計予算について
- 日程第12 議案第9号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成20年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第13号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第14号 平成20年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第18 議案第15号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

- 日程第20 議案第17号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第18号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第19号 平成20年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第20号 築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第38 議案第35号 築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第39 議案第36号 町道路線の変更について
- 日程第40 議案第37号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第42 議案第39号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告

・提出された案件等の報告

- 日程第4 議案第1号 専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日程第5 議案第2号 専決処分について（平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第6 議案第3号 専決処分について（平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について）
- 日程第7 議案第4号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第8 議案第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第6号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第7号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第8号 平成20年度築上町一般会計予算について
- 日程第12 議案第9号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成20年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第13号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第14号 平成20年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第18 議案第15号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第17号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第18号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第19号 平成20年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第20号 築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第28 議案第25号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第38 議案第35号 築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第39 議案第36号 町道路線の変更について
- 日程第40 議案第37号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第42 議案第39号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（18名）

1番	首藤 萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑 イツミ君	8番	西口 周治君
10番	田村 兼光君	11番	成吉 暲奎君
12番	吉元 成一君	13番	岡田 信英君
14番	武道 修司君	15番	平野 力範君
16番	中島 英夫君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員（2名）

9番	有永 義正君	17番	繁永 隆治君
----	--------	-----	--------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君

主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長補佐	久保 和明君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	後田 幸政君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	安田 美鈴君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	松田 倫夫君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長補佐	田原 泰之君
監査室長	吉留 康次君	徴収専門官	大田 隆君
徴収専門官	小林 實君	審議官	白川 義雄君

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、平成20年第1回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。もう春の気配も色濃くなりまして、3月議会を召集いたしましたところ、皆さんには御参集賜りまして大変ありがとうございます。

12月からの若干の報告をさせていただきたいと思いますが、やはり財政問題ということで非常に厳しい財政事情を抱えておる本町でございます。全国的にも、どの町村も大体厳しい状況だということでございますけれども、その中でも当町は厳しさ、予想以上の厳しさがあるというふうなことで、財政健全化計画を国に提出をしたところでございます。

その中でも、新聞あたりで既に報道されたのをごらんになったと思いますけど、もう本当に歳出削減を何とかやっていって、さりとて収入はそんなに得られないという状況でございますし、やはり身の丈に合った歳出をしていかなければというふうなことで健全化計画を立てさせていた

だいたところでございます。

何よりもやはり、一番響いたのは三位一体の改革というふうなことで、補助金の削減それから交付税の見直し、そして税源移譲ということでございますけれども、この税源移譲という形の中で、収入がふえるかということで、ふえるわけではございません。いわゆる所得税で交付税でいただいていた方が、より我々の自治体で有効的な税源となっておる。というのも、いわゆる所得税を町県民税に転化されれば1年おくれの税になるというふうなことで、所得税は申告納税制度と、住民税は1年おくれということで、前の年に収入があっても現在職がなければ払えないという状況も出てくるという形の中で、少しやっぱり、滞納の方も所得税よりは多く出てくるというふうな形になろうかと思えます。抜本的な税制改革をまだまだ我々は要望していかなければいけないと、このように考えておるところでございます。

そういう形の中で、既に御承知のように人件費の削減ということで、労働組合の協力、職員の協力を得ながら健全化に向かったの協力をしていただいております。そしてまた、町政についてもいろんな形の中で、議員の皆さん、それから町民の皆さんの御理解を得ながら、やはり自立自行の精神をこの町の中に養っていかなければと、このように考えておるところでございます。

厳しい財政事情、何とか乗り切って、今後住みよい町づくりに邁進していかなければと考えており、どうぞ皆さん方もよろしくお願い申し上げます。

それから、新たな制度といたしまして、福岡県の後期高齢者の保険制度というものがいよいよ4月1日から発足をいたします。75歳以上の方全員が被保険者というふうなことで、それぞれ一人一人に保険証を交付するようになっております。

その中身を若干お知らせしますと、所得割が大体100 この前の議会で決定しましたけれども、100分の9.24が所得割と、それから均等割、これにつきましては5万935円が均等割でかかってまいります。

そして、低所得者や世帯主の被扶養者については軽減措置があるということでございます。それからまた、いろんな災害等々の理由で減免の措置もあるというようなことで、それから葬祭費については3万円ということで今の国保より5,000円高くなっております。

そういう状況の中で、新たな制度が始まりまして、国保がどうなるかというふうなことでございますけれども、先般国保の運営協議会を開催いたしまして、1年間ちょっと平成19年度のいわゆる状況、課税をそのままにしてちょっと推移を見ていこうというふうなことで、国保についてはほぼ税率の改正はしないというふうなことで一応運営協議会の答申を得ているところ。

そして、葬祭費については、この後期高齢者の葬祭費にあわせて今まで2万5,000円だったのを3万円にしていこうと、このような形で一応運営協議会を終えておるので御報告を申し上げたいと思えます。

それから次に今、国会で非常に与野党攻防しております道路特定財源の問題でございますが、

これはまさに地方対都市の攻防というふうなことが言えるのではなからうかなと。今までやはり、田中総理大臣のときから道路特定財源ということで、特別に暫定税率というものをずうっと賦課してきておったわけでございます。ガソリン税、まあこれについては25円超の税金をずうっと暫定税率でかけてきとる。それから、自動車重量税、それから自動車取得税というふうなことで、すべて倍負担を受益者は支払いをしておったということになります。

これが今の国会で、この暫定税率を廃止しようというようなことで、与野党の攻防をやっておる。先般、福岡県議会においても、国では民主党が廃止と、しかし福岡県議会の民主党の議員団については存続というふうな決議がされておるようでございますし、こういう形の中で、今までは都市にほとんど重点的にこの道路財源が充てられていっておったということでございます。

ようやく東九州自動車道が施行命令が出て、7年間でやり上げようというふうな矢先に、このような特定財源が削られれば非常にやっぱりこの年数も延びるのではなからうかということで、宮崎県の東国原知事も非常に頑張っておるようでございますけれども、我々この前、先般、大分、宮崎、福岡というラインで総決起大会をいたしましたけれども、この道路特定財源の堅持ということで全市町村長も署名をしながら国の方に提案をしていっておると、こういう状況でございます。

そして、あと東九州自動車道の本町の件を少し御報告いたしますと、既に施行命令が出て測量にもう入る手立てになっております。そして、用地買収というふうなことでございます。そして、石堂というところから少し南の方に方向をかえて、今和光苑という福祉施設がございますが、その運動場の真ん中がセンターになりまして、あと上ノ河内を通りまして豊前の方に若干方向がかわってまいるところでございます。

そこで、今の国道10号との分岐のところ、椎田南インターを新たに併設するということになっております。そして、この南インターには今上ノ河内線、県道ございますが、これから乗り入れが可能になるように、県の方でこの県道改良を行ってもらえるということで、これはもう本決まりでございます。そのために、ちょうど今、有安の信号がございますが、あそこから乗り入れまで2車線の道路改良を行っていくというふうなことで決定をしておるところでございます。

そしてあと、今築城インターと椎田インターがございますが、これは福岡工事区の受け持ちで、それぞれのインターはそのまま残すというようなことでございます。しかし、今の料金所は撤廃して、両方の降り口に料金所をつくるということで、今のような徳永から乗って自由に乗り降りももう無料でできなくなると。それから豊前の方向から小原で今まで無料で降りておりましたが、これもできなくなるというようなことで御了承してもらいたいと、このような方向で、あと用地買収についてはそれぞれ担当自治体で御協力をお願いしてくださいということで、依頼を受けておるところでございますし、全力を尽くしてこの用地買収についても町の方で取り組んでいくという所存でございます。

次に、日米再編ということで、非常にこの問題揺れに揺れながら、再編交付金という使い道、

まだまだ非常にネックがございます。そういう形の中で、本町におきましては、中日に議案として出すように議運の方をお願いしてはありますが、平成19年度の交付については2,400万、金額これを基金にして、文化・スポーツのいわゆる振興基金ということで、数年間で使えるような基金、それからバスの運行基金、そしてムラづくりの中の環境基金というふうなことで2,400万を基金にして、今年度は若干防音の測定器等々の単年度で済むような事業、5,000万使っていこうと、このような形で計画をしておるところでございます。(発言する者あり)あ、ごめん、2億4,000万、今2,400万ちゅうたですかね。2億4,000万ということで、ちょっとこれ訂正します。

まあ、そういう形の中で、それから今米軍、沖縄で非常に事件を多く起こしておるといふようなことで、これは議会の方でも決議文を用意しておるといふふうにお聞きしております。我々首長、1市2町でも国に対して何らかの抗議をしていこうということで、あす会議を開いて福岡防衛局それから本省の方に抗議文を持っていこうと。それと、もう1点は、日米再編についてももうちょっと柔軟な使い方をさしてほしいという要望を兼ねながら行こうと、そういう計画をしておるところでございます。

それからもう1つは、さきの議会で住宅改修資金の未払い者に対して訴訟を起こしております。これについて、裁判所の方から和解勧告ということで勧告案が出ておるところでございますし、これを払うという意思が出てきたというようなことで、和解勧告に応じてもいいんではなからうかなということでございますので、御報告を申し上げておきたいと思っております。

それからもう1点は、県道豊津椎田線、この改良で船田集会所ということで今船田の支部の集会所と、それから解放同盟の地協の事務所ということでしておりますが、この建物をこの改良工事で壊すといふようなことで、関係者とお話し合いをしながらして行って、あと、船田集会所については建築をしてほしいと。しかし、解放同盟については移転補償で一応それで建物はもう要らないということで、自分たちで確保したいということで移転補償が欲しいというようなことで、これ関係市町村の方と一応協議をしながらやっていくということで、ほぼ了解点に達しておりますけれども、最終的に契約をやっていかなければいけないと、ま、このようなことでその契約がなったときにはまた議案として、いわゆる収入、支出の分をお願いしていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

それからもう1点は、かねてから県道事業で行ってありました豊前犀川線、これがいよいよ今年度末で開通します。それで、開通セレモニーを豊前市と共同でちょうど中間点あたりで行おうといふような形で今計画をしておる。日にちは大体4月17日になるんではなからうかなと、このように考えております。

そういう形の中で、本当に長年の夢でございました豊前との山手の連絡道ができたというようなことで皆さんとともにお祝いしたいと、このように考えております。

それからもう1点は、企業の関係でございますけれども、現在湊地区に高山化成工業という自

動車関連会社がございますけれども、この会社が増設をしたいと。しかも横に町有の木工所ということで、地域改善対策事業で現在休止をしている木工所がございますが、この施設と用地を譲ってほしいというふうなことで申し入れがあつておるところでございますし、町としても県との協議を終えながら譲渡に対応していてもいいのではなからうかなと、このように考えておるところでございます。

それから、先ほど田村兼光副議長が御表彰していただいたことで、大変おめでとうございます。町の方も県の町村会からユニークな施策といいますが、4団体だけ表彰を受けまして、この築上町もその4団体の1つと。中身は総合計画の作り方が、町民の皆さんでつくっていったユニークな総合計画づくりと、それからもう1点は自治会制度ということで、自治会の皆さんで本当にまちづくりを検討して、いわゆる地区計画というものをそれぞれ自治会から出していただいております。こういう形が県の方から認められまして、4団体の1つに選ばれて表彰を受けたということを御報告をいたしておきたいと思ひます。

それから、非常に財政事情厳しいということで、12月に職員の勸奨退職を2回目、最初は9月にしたけれども1人もおりませんでしたけれども、12月に募集したところ4名の職員が勸奨退職に一応応募するというか、申し出をいただいたところでございます。そしてまた、一昨日、収入役から勇退の御申し出がございました。非常に収入役も憂慮しながら、考えに考え抜いたことだと思ひますが、財政事情逼迫しており、そしてまた、いろんな形で収入役問題の声が上がつておると。そしてまた、県下でも今8団体というふうなことで、収入役を置いておる団体が8団体ということで、収入役も憂慮を重ねながら一応勇退しようと、3月31日付で勇退というふうなことで、私も断腸の思ひでこの辞職願を受理をしたと、こういうところでございますんで、皆さんに御報告をしておきたいと、このように考えておる。

それから、本議会は専決処分が3件、そして補正予算4件、それから平成20年度の当初予算が12件、条例が14件、そして辺地が、それから郵便局が民営化されましたんで、その条例改正、指定ということで2件。そして、あと教育委員と、それから人権擁護委員2名の人事案件で3件の人事案件を提案しておるところでございます。

よろしくお願ひ申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） これで行政報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、首藤萬壽美議員、2番、塩田文男議員を指名します。

日程第2．会期の決定

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

3月3日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

3月6日の本日は、本会議で議案の上程、なお専決処分、人事案件は本日即決することとして協議しました。

3月7日から3月9日までを考案日といたします。

3月10日月曜日は本会議で、議案に対する質疑、委員会付託を行います。

3月11日は本会議で、一般質問とし、3月12日は一般質問の予備日といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

3月13日は休会で、厚生文教常任委員会といたします。

3月14日は休会で、午後から産業建設常任委員会といたします。

3月15日から16日は休会といたします。

3月17日は休会で、総務常任委員会といたします。

3月18日と19日は休会で、委員会予備日といたします。

3月20日は休会といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。

3月21日金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受け付け締め切りは本日午後3時までといたします。

以上、会期は本日から3月21日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告をいたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

以上で、運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6日から3月21日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月21日までの16日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第1号ほか38件であります。また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第1号の専決処分、平成19年度築上町一般会計補正予算（第9号）から日程第6、議案第3号の専決処分、平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4 議案第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第1号専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第1号専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）、平成20年2月22日付で専決処分したので報告し承認を求めます。

議案第2号専決処分について（平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）、平成（発言する者あり）1個ずつ、あ、そうですか。（発言する者あり）（「まとめて、一緒にいいですね」「はい」と呼ぶ者あり）はい、済みません、もう1度朗読します。議案第2号専決処分について（平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）、平成20年2月22日付で専決処分したので報告し承認を求めます。

議員（14番 武道 修司君） 議長、今第1号議案だけを審議しなさいと。

議長（成吉 暲奎君） いや、これはですね。

議員（14番 武道 修司君） 本日、議決は決めましたけど、議案は（ ）ことを言われた（ ）。（「1号だけ」「3号まで（ ）」「1号、2号、1個ずつで」と呼ぶ者あり）

議長（成吉 暲奎君） 1個ずつね、えっと、失礼しました。1号、2号、3号、1個ずつやってください。新川町長。

町長（新川 久三君） それでは、議案第1号は専決処分の報告でございますが、2月22日付で専決処分をいたしました。中身は、公債費の繰り上げ償還に係る分で、公債費を2,918万2,000円繰り上げ償還をいたすものでございます。

そして、高齢者の医療システム導入費ということで、これが203万4,000円、これは後期高齢者の新しく始まる分のシステムの導入と、それから築城小学校の備品ということで、これ

は12月にも御報告を申し上げましたが、築城町出身の家令保さんから100万円の寄附がございましたので、これを築城小学校の備品購入に充てるということで一応専決を。

そしてあと、八津田漁港の整備費の繰越明許ということで1億5,914万5,000円を繰越明許にするものでございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第1号について採決を行います。議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5・議案第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第2号専決処分について（平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第2号専決処分について（平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）、平成20年2月22日付で専決処分したので報告し承認を求め。平成20年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第2号も、これは専決処分をさせていただきましたが、これも繰上償還に伴う町債を返すものでございます。510万円一応返すものでございますけれども、よろしく願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。平野議員。

議員（15番 平野 力範君） これは、借り換え債になってますけど、幾らから幾らの借り換えを行ったのか教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 借り換え分につきましては、3月10日の日に金融機関の方から見積書が提出してきますので、まだ借りの利率の分については利息はわかっておりません。（「前より安くなる」と呼ぶ者あり）はい。大体、今までの平均が2%前後、2%切るものでございます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第2号について採決を行います。議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第3号専決処分について（平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第3号専決処分について（平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について）、平成20年2月22日付で専決処分したので報告し承認を求める。平成20年3月6日提出、築上町長新川久三君。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第3号も、これは同じく、いわゆる繰上償還に伴うための予算措置でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第3号について採決を行います。議案第3号は、原案のとおり可決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7．議案第4号

日程第8．議案第5号

日程第9．議案第6号

日程第10．議案第7号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第7、議案第4号の平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）から日程第10、議案第7号の平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第7号までを一括上程することに決定しました。

日程第7、議案第4号の平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）から日程第10、議案第7号の平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第4号平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出する。

議案第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第6号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第4号は、平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）でございますが、本予算は歳入歳出の総額9億5,150万5,000円から1億3,808万

2,000円を減額いたすものでございます。そして、最終的に歳入歳出予算の総額が97億1,342万3,000円と定めるものでございます。

中身については、基本的には事業の確定したものについては不用額の減額、そして新たにふやすものは自立支援給付費等が2,840万1,000円、それから県介護保険広域連合の負担金、これが増額といたしまして2,140万4,000円、それから漁港建設費、これが7,041万4,000円、これは減額でございます。そして、今までの 済みません。減額ですね、自立支援も県介護保険もですね。そして、増額のもので、これも行政報告で申しましたけれども、退職勧奨者の4名分の特別負担金ということで割増支給の分でございますけれども、2,704万6,000円を増額をいたしておるところでございます。

以上でございます。どうぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。はい、どうぞ。

町長（新川 久三君） それから、議案第5号につきましては平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、本予算は歳入歳出に937万6,000円を追加いたすものでございます。

主なものは、使用料、手数料、これについては55万6,000円減額、そして基金繰入金250万円、繰越金743万2,000円の増額をするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第6号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、本予算は既定の歳入歳出予算に96万6,000円を減額するものでございます。そして、総額を4億3,137万4,000円と定めるものでございます。これもほとんど下水道事業の確定によるものでございますし、歳入の主なものは受益者の分担金、これについては加入者の増ということで700万2,000円の増額、それから営業外収益が96万6,000円の増額ということでございます。

そして、歳出の主なものということでございますけど、これはいわゆる光熱水費、委託料とも若干減額をしておるということで、光熱水費が30万8,000円、委託料が65万8,000円の減額でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第7号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、本会計も大体事業の確定によるものでございますし、最終的に1,108万1,000円を既定の予算から減額をいたしまして、2億3,109万6,000と定めるものでございます。

歳入の主なものは、これは一般会計からの繰り入れ335万6,000円、それから事業費分担金が656万5,000円、県補助金が116万円、ま、これは減額になっておるところでございます。

そして、歳出も当然減額でございます、消耗品費が125万7,000円、委託料が917万5,000円の減額でございます。

どうぞよろしく御審議のほど、採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第11．議案第8号

日程第12．議案第9号

日程第13．議案第10号

日程第14．議案第11号

日程第15．議案第12号

日程第16．議案第13号

日程第17．議案第14号

日程第18．議案第15号

日程第19．議案第16号

日程第20．議案第17号

日程第21．議案第18号

日程第22．議案第19号

議長（成吉 暲奎君） それでは、お諮りします。日程第11、議案第8号の平成20年度築上町一般会計予算についてから日程第22、議案第19号の平成20年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括上程したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第19号までを一括上程することに決定しました。

日程第11、議案第8号の平成20年度築上町一般会計予算についてから日程第22の議案第19号平成20年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第8号平成20年度築上町一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により平成20年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計について、地方自治法第211条第1項の規定により平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 11 号平成 20 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町椎田駅前周辺活性化特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 12 号平成 20 年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 13 号平成 20 年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 14 号平成 20 年度築上町老人保健特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町老人保健特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 15 号平成 20 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 16 号平成 20 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 17 号平成 20 年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 18 号平成 20 年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により平成 20 年度築上町簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 19 号平成 20 年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により平成 20 年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成 20 年 3 月 6 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 8 号は、平成 20 年度築上町一般会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 84 億 8,743 万 7,000 円と定めるものでございます。そしてまた、一時借入金の限度額を 10 億円と定めるものでございます。前年度と当初予算を比較いたしますと、数字では 7 億 5,354 万 8,000 円の減ということでございます。率にしますと 8.2% 減と。いわゆる減額の主な要因は、人件費、これは職員給でございますけれども、基本的にはですね、1 億 6,983 万 4,000 円の減額でございます。

そしてあと、八津田漁港が一応平成 19 年度で完了いたします。これが去年よりも、2 億 3,500 万ほど少なくなっておりますところでございます。

それから、特例債でまちづくり推進基金積立金と、これも一応 3 カ年という形で推進基金が積立金が去年より少なくなっております、ま、2 億 4,000 万ほど減額をしておると、ま、こうい

うところでございます。

ま、こういう形の中で、行政報告でも申しましたとおり非常に厳しい財政内容でございます。自主財源ということで、3割自治ということで本町の財政力指数は0.35程度でございます。そういう形の中で、歳入においても町税の伸びは望めないというふうなことで、町税も前年より5,313万1,000円、3.1%の減ということで当初予算は計上させていただいておるところで、全体ですれば16億7,681万3,000円というふうなことでございます。

それからあと、地方譲与税ということで、これは今攻防のいろんな、いわゆる暫定税率の関係でございますけれども、暫定税率が通るものという予測のもとに計上させていただいておるところでございます。しかし、これたって少し見込みを減らさざるを得ないということで、86万7,000円一応減額させていただいて0.7%の減額ということで、1億2,118万8,000円というふうなことで計上させていただいて。

それからあと、地方交付税の普通分についてはこれも地域再生対策ということで新たな創設で若干ふやささせていただいておるといふような形でございますけれども、一応予算的には交付税31億2,375万1,000円を計上しておるところでございます。

それから特別分ということで、合併加算のこれは減るような形になってきておるといふようなことで、これについては2億400万ほど減らせて31%減ということで4億5,412万3,000円の計上でございます。

それから、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額ではマイナスの1億1,554万9,000円ということで、交付税総額では38億6,267万4,000円を計上させていただいておるところでございます。

それからあと、町債、これは新規発行というもの、新規事業を行わないという基本方針のもとに抑制をいたしまして、3億8,220万円の減額を町債はさせていただいておるところでございます。率にすれば44.6%ということでございます。

歳出については、人件費及び普通建設事業費の分を減少させておるといふことで、今維持管理はどうしてもこれは行わなければならないというふうなことで、それから福祉関係費、それから医療費、公債費はこれはちょうど今年、来年あたりでピークというふうなことで、一般財源がこの分において増加をせざるを得ないというふうなことで、非常に一番厳しい時期にあるというのが20年、21年ではなかるうかなと、このように考えておるところでございます。

ま、このような形の中で、投資的経費も若干上げていかなければいけませんけれども、火葬場の整備費等々、これはまだ本体工事費等々上げておりません。それから、公共下水道の事業整備とかいう今後新たな予算費目が出てくるわけでございますけれども、これだって非常に長期的な計画でやっていかざるを得ないのではなかるうかなと、このように考えておるところでございます。

それからまた、米軍再編の交付金事業、それから特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、8条

の事業でございます。それから新たに辺地対策事業ということで、特に築城地区の辺地、これがまだほとんど林道等も整備されてないということで、できれば林道網の整備を辺地事業でやれば町費はほとんどかからないということで、補助金と辺地債でまかなっていけば町費は全事業費の15分の1程度で済むわけございまして、そういう感覚で辺地事業は取り組んでまいろうということで、今回辺地の計画を別途議案で一応提案をさせていただいておると、そういうところでございます。

こういふことで、非常に厳しい一般会計の予算になっておりますけど、どうぞ皆さん方の御理解を得ながら財政再建に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございますし、よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第9号平成20年度の築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてという議案でございますけれども、本予算は歳入歳出の総額をそれぞれ3,167万8,000円と定め、一時借入金の最高限度額を4億5,000万円と定めるものであります。

歳出の内容としては、元利償還と総務管理費が主体になっているところでございますし、貸付金の解消については全力を挙げておるけれども、なかなかやはり非常に困難を来たしておるといふふうなことでございます。滞納額も5億を超えておるといふふうなことで、しかし時効にならないような形でこれは滞納の整理をやっていくといふふうなことで、職員も努力しておるところでございますし、御理解をいただきながら御審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第10号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございますけれども、本案は歳入歳出の総額を360万4,000円と定めるものでございます。一応、今年度の貸付予定者は9名を予定しておるところでございますし、継続が5名おります。そういう形の中で、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議案第11号平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算でございますけれども、本予算は歳入歳出予算の総額を589万1,000円と定めるものでございます。本予算も、駅前周辺活性化促進事業特別会計事業の貸付金ということで当初発足をして、現在ではこの貸付業務は停止、もう一応廃止をしておりますが、従前に貸し付けた者の返済ということでこの会計を今行っているところでございますけれども、なかなか貸付金業務、4名ほど貸し付けをしておりますけれども、1名は一応保証人の方が逐次払っていただいておりますけれども、あとなかなか困難を来たしておると、こういう状況でございますし、何とか一応債権の回収に、これは産業課の業務になりますけれども全力を挙げて取り組んでまいるといふふうなことで、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に議案第12号、これは平成20年度築上町霊園事業特別会計予算でございますが、本予算は歳入歳出予算総額を627万円と定めるものでございます。歳入の主なものは、使用料及び手数料ということで254万5,000円を予定しております。そして、基金からの繰入金372万2,000円を予定しておるところでございます。歳出については、総務管理費が

326万8,000円及び諸支出金ということで300万円を予定しておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第13号平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算でございますけれども、本予算案は歳入歳出予算総額を27億39万3,000円と定めるものでございます。そしてまた、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税として5億2,267万8,000円、あと国庫支出金が7億785万8,000円、療養給付交付金として8,502万3,000円、平成20年度から新たに創設されます前期高齢者交付金ということで、これが7億6,439万円予定しておるところで、それからまた県の支出金が1億6,065万4,000円と、共同事業交付金ということで2億6,755万9,000円、それから、ま、基本的には職員の人件費というようなことはこれはもう従前から一般会計で一応繰り入れをしております。これが1億8,998万5,000円を計上しておるところでございます。

あと、歳出の主なものは、もうほとんど保険給付それから総務費ということでございます。

それから、新たに今年度から創設された後期高齢者の支援金というのをこの国保会計からするというになっております。この額が2億3,147万3,000円を予定しておるところでございます。そしてまた、従前から老人保健への拠出金ということでございますが、これも一応3段階の形で保険制度が分かれます。この分は若干減りまして6,940万8,000円、それから介護保険への納付金ということで、これは1億247万4,000円、共同事業拠出金2億9,107万9,000円と、それから保健事業費ということで1,934万2,000円を一応計上させていただいておると。

何分新たな後期高齢者の保険制度というものが始まりまして、1年間この会計の推移を見極めながら、来年からは旧築城町、椎田町の一応今不均一課税をしてるものを統一をしなければいけないというふうなことで、1年間推移を見ながら、来年度の平成21年度の保険は統一課税というふうなことに踏み切る予定をしておるところでございます。

次に、議案第14号平成20年度の築上町老人保健特別会計予算でございますけれども、本予算は歳入歳出予算の総額を2億9,048万円と定め、一時借入金の最高額を2億円と定めるものでございます。本会計も後期高齢者の保険制度ということで、非常に予算規模は少なくなっております。そういう形の中で、本会計も推移を見極めながらやっつけこうと、このように考えておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第15号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算ということで、この会計はあとの議案で設置条例も出させていただいておりますけれども、一応会計の予算総額、2億6,209万9,000円と定めるものでございます。この保険制度というふうなことで、4月1日から始まるわけでございますし、これは県下統一の形になりまして、収納業務を町の方で行い、給付業務は県の広域連合が行っていくというふうな形になっておるわけでございます。よろ

しく御審議の上、御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第16号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算でございますけれども、本予算は築城地区の下水道の事業でございますけれども、本予算の総額を3億8,074万2,000円と定めるものでございます。事業については、まだまだ数年やっていかなければいけないというふうなことで、財政厳しい折でございますけれども、一般財源も若干一応繰り出しをしながら、この会計に繰り入れをして事業を円滑にやっていくというふうなことでやっておるところでございますし、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第17号、平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算でございますけれども、本案は歳入歳出予算の総額を6億3,861万5,000円と定めるものでございます。本会計は、旧椎田町において農業集落排水事業を行っております西高塚越路地区それから椎田北部地区ということで、東高塚から八津田全域の、それからもう1つ今椎田西部地区ということで、葛城地区を一応この事業の対象ということで推進をしておるところでございます。この経費にかけ一応予算でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第18号は平成20年度築上町簡易水道特別会計当初予算の計上でございますけれども、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,171万5,000円と定めるものでございます。これは築城地区の水道事業ということで、一応大きい事業は通常のいわゆる水道事業の計上をさせていただいておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第19号平成20年度築上町水道事業会計予算についてでございますけれども、本予算は旧椎田町の水道事業会計ということで、本予算についても新たな大きいいわゆる投資的な事業を行うというものはございません。水道事業を運営するために必要な予算を計上させていただいておるところでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、一応この提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第23．議案第20号

日程第24．議案第21号

日程第25．議案第22号

日程第26．議案第23号

日程第27．議案第24号

日程第28．議案第25号

日程第29．議案第26号

日程第30．議案第27号

日程第31．議案第28号

日程第32．議案第29号

日程第 3 3 . 議案第 3 0 号

日程第 3 4 . 議案第 3 1 号

日程第 3 5 . 議案第 3 2 号

日程第 3 6 . 議案第 3 3 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 2 3、議案第 2 0 号の築上町後期高齢者医療に関する条例の制定についてから日程第 3 6、議案第 3 3 号の築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 0 号から議案第 3 3 号までを一括上程することに決定しました。

日程第 2 3、議案第 2 0 号の築上町高齢者医療に関する条例の制定についてから日程第 3 6、議案第 3 3 号の築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程、議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 2 0 号築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 1 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 2 号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 3 号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 4 号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 5 号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 6 号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 7 号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 8 号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 9 号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙の

とおり提出する。

議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第31号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第32号築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第33号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんです。新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第20号は、築上町後期高齢者医療に関する条例の制定でございますけれども、先ほど予算のところでも少し触れましたけれども、一応給付事務は連合の方で行いますけれども、収納事務、いわゆる保険料の収納事務はそれぞれの自治体で行わなければならないというようなことで、この収納事務に対する条例でございます、基本的には、

それとあと、一般的な少し受け付けとか、そういうのも入ってるんじゃないかなと思うんですけど、この条例を制定しなければ収納事務はできないというようことで提案をさせていただいておくところでございます。

次に、議案第21号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これは南別府団地の建設、これを今取り壊しをしておるところでございます。これに基づきまして、町営住宅の条例を一部改正する必要があるとございますので提案をさせていただきたいところでございます。

次に、議案第22号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定という案件でございますけれども、本条例は昨年9月議会において一応提案をして承認をされたものでございますけれども、議員の皆さん方から罰則規定というものがないかという御指摘もございました。そういう形の中で、司法当局とも協議を重ねた結果、罰則規定を置くように一応条例改正を行うものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第23号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これは予算のときに触れましたけれども、葬祭費を今まで2万5,000円だったものを3万円に引き上げる条例でございます。これは、後期高齢者の医療制度の給付内容が3万円と決まったもので、これにあわせるものでございます。

次に、議案第24号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本条例は後期高齢者医療制度の創設に伴い母子家庭等医療費の支給制度

にかかわる福岡県の条例準則の一部が改正をされました。よって、本町の母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要があるというようなことで提案をさせていただいておるところでございます。

次に、議案第25号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてということで、本条例もこれは県の条例準則の改正ということで本町も改正するものがございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第26号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてということで、これはあとの議案でも関連しますけれども、いわゆる社会教育施設において今まで利用者に対して休館というのを設けておりませんでしたけど、今回は休館日を設けようということでございます。全施設において、一応休館日を設けていこうということでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、議案第27号も築上町体育施設条例の一部を改正する条例ということで、本条例もいろんな形で休館日を設けて、清掃作業とか施設作業、整備作業を行うということで一応休館日を設けようというふうなことでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、議案第28号、これは築上町文化会館（コマーレ）の条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これについても今までは月2回の第1、第3火曜日と年末年始が休館日となっておりますが、これを毎週火曜日、休館日にしようというふうなことで一応提案をさせていただいておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第29号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これもコマーレ同様、同じ措置をしておりましたけれども、同様の一応条例改正をしていこうというものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本資料館についても現在毎週月曜日を休館日としております。それを毎週木、土、日及び祝日を閉館というふうなことで、少し閉館を多くしていこうという、ま、これは財政的な問題もあります。そういう形の中で、提案をさせていただいておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議案第31号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本案は大阪以遠の出張については割増が日当と宿泊料についておりました。これが100分の30と、それから東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県は100分の50の加算措置があったわけでございますけれども、これもこの加算措置をちょっと変更いたしまして上限を定めるものがございます。よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第32号築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。平成20年末で、定年退職者が9名、それから勸奨退職者4名ということでございます。しかし、学校給食等の現場部門については退職者2名ありますが、2名の補充ということでございます。

こういう退職者が多数出ましたので、課等の統合、組織機構を変更をしながら効率的な行政運営していききたいと、このように考えておるところでございますし、これがこの条例を提案する理由でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、議案第33号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本議案は町村合併に伴う経過措置として平成20年3月31日をもって終了いたします。まあ、これが条例を改正する必要があるということで、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決が必要でございますので、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第37・議案第34号

議長（成吉 暲奎君） それでは、日程第37、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の整備計画について。

議長（成吉 暲奎君） 課長、ちょっと、もう少しこちら、マイクがちょっと遠い。

総務課長（中村 信雄君） あ、はい。ちょっと待って、済みません。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成20年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第34号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、本議案は合併後、辺地を見直すというふうなことで寒田辺地それから榎原辺地、小山田辺地というふうなことで、従前の辺地は面的な辺地ではなかったということで、点的な辺地ということでぽつんとぽつんと辺地指定をしておりました。

それを全域、いわゆる辺地指定ということで県と相談いたしまして、いわゆる椎田は全域指定を豊前境それから築城境というところまですべて山の境界まで辺地指定をしておりましたが、今回この協議がなりまして、総合整備計画を林道網の整備というようなことでやっぺいこうということで辺地計画の中にも入っております。

それから、上小山田につきましては、集会所を設けるというふうな辺地計画を上げておるわけでございますけれども、この計画が県に対して申請するために議会の議決が要るものでございまずんで、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第 3 8 . 議案第 3 5 号

議長（成吉 暲奎君） それでは、日程第 3 8、議案第 3 5 号築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 3 5 号築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を別紙のとおり指定するものとする。平成 2 0 年 3 月 6 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 3 5 号は、築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてということでございます。

従前、郵政省、それからいわゆる日本郵政公社という形ではこの議会の議決は要らなかったわけでございますけれど、今般郵政民営化ということで、株式会社ということに郵便局がなりました。そこで、築上町と伝法寺郵便局と下城井郵便局の間で交わしておる受託事務、戸籍等の証明書の発行、それから納税証明、印鑑登録証明の発行というようなことで受託事務を契約しておりましたが、これが民営化ということになりまして、一応半年間は猶予がございましたけれども、4 月 1 日から一応この契約を議会の議決を求めてやらなければいけないというようなことで、今回提案をさせていただいておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。

日程第 3 9 . 議案第 3 6 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 3 9、議案第 3 6 号町道路線の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 3 6 号町道路線の変更について、別紙のように町道路線を変更するものとする。平成 2 0 年 3 月 6 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 3 6 号は、町道路線の変更でございますけれども、本案は県道犀川豊前線の新しい道が完成をして供用開始されるようになっております。

この犀川豊前線の旧道が築上町にこれが移管されるように一応なっております。この旧道を町道として認定整備する必要があるということで、町道路線の変更を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議員（1 2 番 吉元 成一君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（12番 吉元 成一君） ちょっとお伺いしていいですか。質疑はないんですよ、質疑は別にやるんですけど、付託の、所管の付託がこれ産建になってますけど、総務は関係ないですか。（「入ってる」「大きな（ ）で」と呼ぶ者あり）いや、これ書いてないです。もとの資料には産建だけ。（「10日の委員会付託でやります」と呼ぶ者あり）はい、わかっとるけど、どうなってるか心配だ。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。よろしいですか。（「総務に委員会付託するんですか」「あ、入ります」と呼ぶ者あり）

議員（12番 吉元 成一君） 資料ミスですと、こう教えてください。（ ）（「済みません。（ ）」と呼ぶ者あり）

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。吉元議員、よろしいですか。

議員（12番 吉元 成一君） ああ、いいですよ。

議長（成吉 暲奎君） はい。お諮りします。日程第40、議案第37号の築上町教育委員会委員の任命についてから日程第42の議案第39号の人権擁護委員の推薦についてまでは人事案件であり、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第40、議案第37号から日程第42、議案第39号までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第40 議案第37号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。議案第37号の築上町教育委員会委員の任命については、人事案件であり、投票により同意の賛否としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 日程第40、議案第37号の築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。（発言する者あり）ちょっと待ってくださいよ。ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第37号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。平成20年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第37号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、合併後、教育委員の任命ということで5名の委員をお願いしておりますが、委員の一

拳に交代を避けるためにということで、1年、2年、3年、4年ということで、5名の委員振り分けて、いわゆる年数を限って任命をしておるわけでございますけれども、2年委員の神宗紀氏が3月24日をもって任期満了となります。改めて、神宗紀氏を引き続き教育委員として任命をいたしたく御同意をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。ただいま説明がありましたように、築上町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、神宗紀教育長は、地方自治法第117条の除斥規定により退席してください。

〔教育長 神 宗紀君 退席〕

議長（成吉 暲奎君） 本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） よろしいですかね。いいですか。（「議長、教育長は、委員の中で（ ）」と呼ぶ者あり）

ただいまの出席議員は、（発言する者あり）よろしいですか。ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に3番、工藤久司議員、4番、塩田昌生議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） いいですか。（発言する者あり）では、投票箱の点検を終わりましたね。

念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に 印を不同意の方は不同意に 印をつけてください。どちらとも判明し難いもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入をしましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議員（12番 吉元 成一君） 赤鉛筆でも有効やろ。赤鉛筆で（ ）とる。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 赤鉛筆でもボールペンでも をつけた方が有効やろ。（ ）。

(「()不同意がいたら、反対したかと思われたら悪いです」「いいですかね」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで、投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告します。投票総数17票、うち有効投票17票、無効投票ゼロ、有効投票のうち、同意16票、不同意1票、よって議案第37号の築上町教育委員会委員に神宗紀氏を同意とすることに決定しました。(「ちょっと言わな()」と呼ぶ者あり)

入ってもらいますか。(「はい、入って()」と呼ぶ者あり)じゃあ、済みません。入ってください。(「()ちゃんと退場するときにはぴしっと本会議で言うのとるけ、入場するときまでは、はっきり()」と呼ぶ者あり)

〔議場開鎖〕

〔教育長 神 宗紀君 着席〕

・ ・

日程第41・議案第38号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。議案第38号の人権擁護委員の推薦については人事案件であり、投票により同意の賛否としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議員(1番 首藤萬壽美君) 人権擁護委員の関連資料の中の職歴がちょっと平成5年のはずが昭和5年になってますので、訂正をお願いします。これは昭和5年には生まれておりませんので。(発言する者あり)

議長(成吉 暲奎君) 執行部の方。

議員(12番 吉元 成一君) 説明の、提案理由のところについちよる書類が昭和になっちゃう()そやけ間違いなんじゃけ、平成に訂正してくれっちゅう。

議員(1番 首藤萬壽美君) 関連資料の。

議員(12番 吉元 成一君) それと議長、僕が言ったことは答えない。教育長っていうのは教育委員会委員の任用をさせるときは、退席させるときは本会議でちゃんと発言をして退席させとるのにね、入場させてくださいってちゃんと言わないけん。

議長(成吉 暲奎君) わかりました。(発言する者あり)資料(「議事進行」と呼ぶ者あり)はい。秘書課長。

秘書課長(西村 好文君) 人権擁護、棕本欣二郎さんの経歴ですけども、申し訳ないですけども、職歴の欄で「昭和5年」って入ってます。昭和5年は間違いでございまして、「平成5年」の間違いです。訂正の方よろしくをお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員、よろしいでしょうか。平成5年だそうです。

議員（1番 首藤萬壽美君） そうです。

議長（成吉 暲奎君） それでは、続けます。日程第41、議案第38号の人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第38号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成20年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第38号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、現在人権擁護委員の椋本欣二郎氏が平成20年の6月30日をもって任期満了となります。椋本氏は非常に人権擁護に対して活発に活動していただいておりますというようなことで、再度、人権擁護委員として推薦をいたしたく今回の議案として提出をさせていただいております。

よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定したいと思います。議場の出入り口を議場の出入り口を閉めてください。よろしいですか。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ただいま、出席の議員は18名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に、5番、田原宗憲議員、6番、丸山年弘議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。よろしいですか。どうぞ。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任の方は適任に 印を、不適任の方は不適任に 印をつけてください。どちらとも判明し難いもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入をしましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで、投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告いたします。投票総数 17 票、有効投票 17 票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、適任 12 票、不適任 5 票、よって議案第 38 号の人権擁護委員に椋本欣二郎氏を適任とすることに決定いたしました。

〔議場閉鎖〕

・ ・

日程第 42 . 議案第 39 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。議案第 39 号の人権擁護委員の推薦については、人事案件であり、投票により同意の賛否としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 日程第 42、議案第 39 号の人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 39 号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成 20 年 3 月 6 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 39 号も、人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、現在人権擁護委員で湊の中村雅輝氏に務めていただいておりますが、平成 20 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。中村氏も非常に活発に人権擁護活動を行っていただいております。再度一応推薦をいたしたいと考えておるので、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さん。ただいま説明がありました……

町長（新川 久三君） 失礼しました。マサキ 雅輝マサキさんでございます。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

本案は人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定したいと思えます。議場の出入り口を閉めてください。閉めてますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

ただいまの出席議員は、18 人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に、7番、西畑イツミ議員、8番、西口周治議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任の方は適任に 印を、不適任の方は不適任に 印をつけてください。どちらとも判明し難いもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入をしましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで、投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、適任16票、不適任1票、よって議案第39号の人権擁護委員に中村雅輝氏を適任とすることに決定いたしました。

〔議場開鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ここで、議案に対する資料要求があれば、お手元に配付しております様式により事務局までお申し出ください。これで、資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時でございます。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で事務局まで提出してください。議案以外の受け付けは不可とします。

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時52分散会